

理事会・評議員会等出席者の交通費・日当支給に関する内規

〔1979年（則）第3－4号〕

第1条 理事会及び理事会に係る各種委員会等に出席または陪席する者については、1回につき下記の交通費・日当を支給するものとする。

(1) 非常勤理事及び監事

交通費	片道 10 km 未満 2,000 円	片道 20 km 未満 3,000 円
	片道 30 km 未満 4,000 円	片道 50 km 未満 5,000 円
	片道 50 km 以上 実費又は 5,000 円のいずれか多い額	

(2) 職員陪席者（ただし、勤務時間外に開かれる場合に限る）

日 当 5,300 円

第2条 評議員会に出席または陪席する者については、1回につき下記の交通費・日当を支給するものとする。

(1) 寄附行為第31条第1項第2号、第3号及び第4号にて選任された評議員

日 当 10,000 円

(2) 上記以外で選任された評議員

交通費	片道 10 km 未満 2,000 円	片道 20 km 未満 3,000 円
	片道 30 km 未満 4,000 円	片道 50 km 未満 5,000 円
	片道 50 km 以上 実費又は 5,000 円のいずれか多い額	

日 当 10,000 円

(3) 陪席者（理事・監事を除く）

日 当 5,300 円

第3条 第1条及び第2条以外の法人諸会議等に出席または陪席する者については、1回につき下記の交通費・日当を支給するものとする。

(1) 理事・監事

交通費（非常勤理事・監事のみ支給する）

片道 10 km 未満 2,000 円	片道 20 km 未満 3,000 円
片道 30 km 未満 4,000 円	片道 50 km 未満 5,000 円
片道 50 km 以上 実費又は 5,000 円のいずれか多い額	

日 当 5,300 円

(2) 職員陪席者（ただし、勤務時間外に開かれる場合に限る）

日 当 5,300 円

付 則 1. この内規は、1979年7月31日より施行する。

付 則 2. この内規は、1993年1月1日より施行する。

付 則 3. この内規は、1994年7月19日より施行する。

(学内理事及び陪席者の日当支給を勤務時間外に開かれる理事会・常任理事会・
団体交渉に限定)

付 則 4. この内規は、1998 年 5 月 1 日より施行する。(日当の改定)

付 則 5. この内規は、2003 年 1 月 1 日より施行する。(日当の税金預かり分増額)

付 則 6. この内規は、2005 年 12 月 12 日より施行する。(第 1 条に 3 を追加)

付 則 7. この内規は、2020 年 4 月 1 日より施行する。(文言の修正及び第 1 条
第 3 項の削除及び第 3 条の追加)

付 則 8. この内規は、2022 年 4 月 1 日より施行する。(理事・監事の日当の廃止)

付 則 9. この内規は、2025 年 4 月 1 日より施行する。(寄附行為改正に伴う条文
番号修正及び第 4 条の削除、評議員会日当の変更)

2. 第 2 条 (1) 及び (2) の対象となる評議員構成及び括弧内の制限は、
2025 年 4 月 1 日より 2025 年 6 月に開催される定時評議員会の終結時までは、
なお従前の例による。